

特集 税 TAX

誇れるふるさと草加の創造
…市税が支えています

平成21年
2009年 2月5日

特集に関するお問い合わせ先
草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課・収納対策室
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)

税金で明るく開ける 僕らの未来

平成20年度税に関する標語 草加市長賞
草加市立両新田中学校3年 松本 大照さん



平成20年度一般会計歳入予算612億2041万円のうち、市民の皆さまに納めていただく市民税や固定資産税などの市税は58.3%を占め、356億6600万円となっています。

市では、市税を主な財源として市民の皆さま一人ひとりが、安全、安心で快適に生活できるまちづくりをめざして、福祉、保健、医療をはじめ、快適な環境づくりや、教育、災害対策など、市民のニーズに対応し、市民の視点に立った行政サービスを行っています。

市税は、このような行政サービスに必要な経費をまかなうための貴重な財源であり、市民の皆さまに広く、公平に分担していただくものです。

特集

- 3 市税の納期内納付のお願い
- 2 固定資産税・都市計画税について
- 1 個人の市・県民税の平成21年度からの主な改正点

- 4 面下段
- 4 面上段
- 2・3 面

市税等納期一覧表

※一覧表内の各期別の下段の日付は納期限です。納期の月末が休日の場合、翌日が納期限になります。

平成21年（西暦2009年）												平成22年（2010）		
平成20年度			平成21年度											
1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市民税 県民税 平成20年度4期 2月2日					市民税 県民税 1期 6月30日		市民税 県民税 2期 8月31日		市民税 県民税 3期 11月2日			市民税 県民税 4期 2月1日		
	固定資産税 都市計画税 平成20年度4期 3月2日			固定資産税 都市計画税 1期 6月1日		固定資産税 都市計画税 2期 7月31日				固定資産税 都市計画税 3期 1月4日			固定資産税 都市計画税 4期 3月1日	
				軽自動車税 全期 6月1日										
国民健康 保険税 平成20年度8期 2月2日	国民健康 保険税 平成20年度9期 3月2日				国民健康 保険税 1期 6月30日	国民健康 保険税 2期 7月31日	国民健康 保険税 3期 8月31日	国民健康 保険税 4期 9月30日	国民健康 保険税 5期 11月2日	国民健康 保険税 6期 11月30日	国民健康 保険税 7期 1月4日	国民健康 保険税 8期 2月1日	国民健康 保険税 9期 3月1日	

◎市税などの納付は、手続き簡単な **口座振替** をご利用ください。

申し込み手続きは、市指定金融機関・郵便局または市役所納税課へ **納税通知書・預金（貯金）通帳・通帳の印鑑** を持参してお申し込みください。納期限の40日前までに窓口でお申し込みをされると口座振替がご利用できます。

◎ **コンビニ** でも納められます。（30万円未満のみの納付書）

納付される場合は、納期限内に、**バーコード付きの納付書** をレジへお持ちください。
※納期限がすぎると、コンビニ納付はできませんが、市指定金融機関で納付ができます。
延滞金が発生する場合がありますので期限内納付にご協力ください。

◎ **水曜夜間窓口**（祝祭日を除く） **日曜窓口**（年末年始を除く）を実施しています。

税に関する納付、相談窓口を開設しております。窓口は、水曜日は午後5時から午後9時まで 日曜日は午前9時から12時半まで



納税課 お問い合わせ先 口座振替に関することは…☎048-922-1098(管理係) 納付及び相談に関する事は…☎048-922-1124(納税係) ☎048-922-1126(調査係)

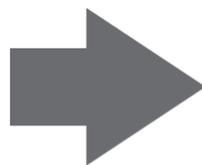
1 個人の市・県民税の平成21年度からの主な改正点

寄附金税制が変わりました!

「ふるさと」に対し貢献又は応援をしたいという思いを実現する観点から、個人住民税の都道府県・市区町村に対する寄附金税制が拡充されました。

どう変わったの?

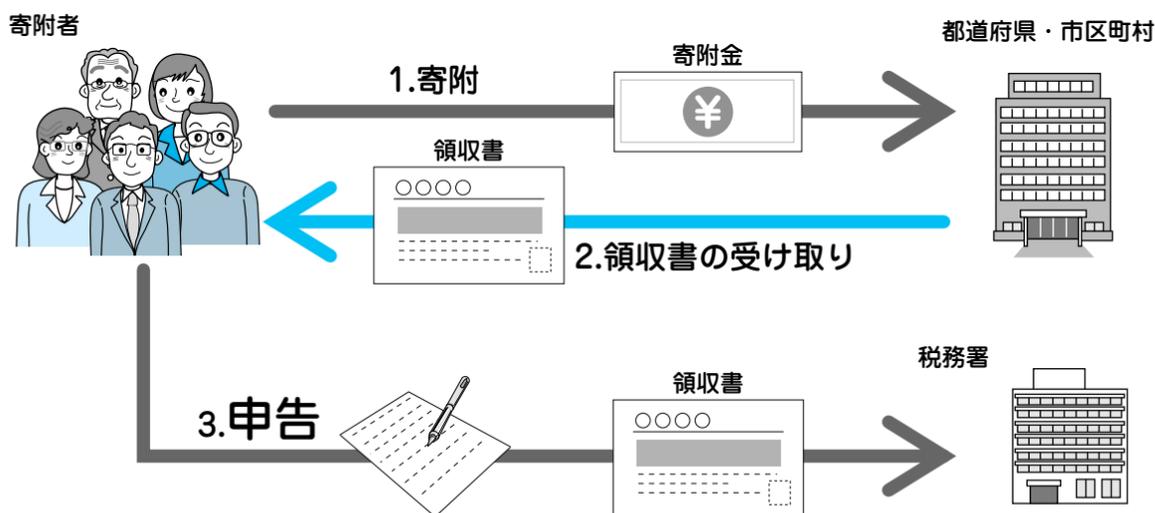
改正前	
対象寄附金	①都道府県・市町村に対する寄附金 ②共同募金会に対する寄附金 (募集にあたり総務大臣承認を受けたもの) ③日本赤十字社に対する寄附金 (募集にあたり総務大臣承認を受けたもの)
控除方式	所得控除
控除適用上限額	総所得金額等の25%
控除適用下限額	10万円
ふるさと納税制度の導入	なし



改正後	
対象寄附金	①都道府県・市町村に対する寄附金 ②共同募金会に対する寄附金 (募集にあたり総務大臣承認を受けたもの) ③日本赤十字社に対する寄附金 (募集にあたり総務大臣承認を受けたもの) ④都道府県・市区町村が条例で指定した寄附金 ※④が新たに追加されました。
控除方式	所得割額から税額控除(市民税6%、県民税4%の計10%)
控除適用上限額	総所得金額等の30%
控除適用下限額	5千円
ふるさと納税制度の導入	地方公共団体に対する寄附金のうち適用下限額(5千円)を超える部分について、一定の限度まで所得税とあわせて控除

※草加市が条例で指定する寄附金は現在検討中です。決定次第別途お知らせします。

手続き等の流れ



個人住民税の寄附金控除を受けるためには、毎年1月1日から12月31日までにを行った寄附について、翌年3月15日までに最寄の税務署に所得税の確定申告を行っていただく必要があります。その際、寄附先などからもらった領収書などを申告書に添付することが必要ですので、ご注意ください。

※個人住民税の寄附金控除だけを受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに、住所地の市区町村に申告を行ってもかまいません。この場合、所得税の控除は受けられませんのでご注意ください。

公的年金からの特別徴収制度が導入されます

平成21年10月以降に支払われる老齢等年金給付からの特別徴収制度(年金天引き)が導入されます。現在、納税通知書や給与天引きにより納付している住民税が公的年金から差し引かれます。

対象者

65歳以上の老齢基礎年金等の受給者
(平成21年4月1日以前に老齢基礎年金等を受給している方)
※ただし、次の場合は特別徴収の対象から除外されます。
・当該年度の老齢基礎年金等の年額が18万円未満の場合
・当該年度の特別徴収税額が老齢基礎年金等の年額を超える場合

対象となる年金

老齢基礎年金等
(※遺族年金、障害年金は対象となりません)

その他

- 年度途中で、税額の増減、転出等の異動があった場合は、残りの税額は普通徴収(個人払い)になります。
- 公的年金以外の所得部分についての税額は、年金から特別徴収することができません。
- ご本人の希望により、口座振替や普通徴収(個人払い)に変更することはできません。

徴収する税額

公的年金等に係る所得に係る所得割額および均等割額
※給与所得などに係る所得割額は別途徴収されます

モデルケース



給与収入700万円
4人家族(夫婦、子供2人)
所得税率10%
住民税所得割額293,500円



住民税の寄附金控除の対象となる地方公共団体に対する寄附金を3万円した場合と、5万円した場合の寄附金控除がどのように変わるかみてみましょう。

※改正前は、適用下限額が10万円以下のため、どちらも対象外とされていましたが、今回の改正によって変わります。

「地方公共団体に対する寄附金」の控除イメージ

適用下限額	所得税控除額	1.基本控除額	2.特例控除額
5千円 控除対象外	所得税による控除 (所得控除)	市・県民税から税額控除 10%	「寄附金-5千円」×「90%-寄附者の所得税の税率」 (所得割額の1割を上限)

寄附金30,000円の場合

寄附金30,000円	
控除の対象外 5,000円	寄附金控除の対象25,000円
所得税から所得控除 2,500円	住民税から税額控除 22,500円

寄附金控除の対象額

寄附金控除の対象外となる適用下限額5,000円を引いた25,000円が控除の対象となります。

所得税の所得控除

$$(30,000 - 5,000) \times 10\% = 2,500円$$

住民税の税額控除

- 基本控除額
 $(30,000 - 5,000) \times 10\% = 2,500円$
- 特例控除額
 $(30,000 - 5,000) \times (90\% - 10\% (※))$
 $= 20,000 \leq 29,350$ (上限:住民税所得割額の1割)
より、20,000円が特例控除額になります。

1と2から、2,500+20,000=22,500円が住民税の税額控除になります。

寄附金50,000円の場合

寄附金50,000円	
控除の対象外 5,000円	寄附金控除の対象45,000円
所得税から所得控除 4,500円	住民税から税額控除 33,850円

寄附金控除の対象額

寄附金控除の対象外となる適用下限額5,000円を引いた45,000円が控除の対象となります。

所得税の所得控除

$$(50,000 - 5,000) \times 10\% = 4,500円$$

住民税の税額控除

- 基本控除額
 $(50,000 - 5,000) \times 10\% = 4,500円$
- 特例控除額
 $(50,000 - 5,000) \times (90\% - 10\% (※))$
 $= 36,000 \leq 29,350$ (上限:住民税所得割額の1割)
より、29,350円が特例控除額になります。

1と2から、4,500+29,350=33,850円が住民税の税額控除になります。

※所得税率5%の部分は、個人の所得、所得控除額に応じて、5%、10%、20%、23%、33%、40%と変わりますのでご注意ください。

徴収方法について

①特別徴収を開始する年度、または新たに対象となった年度の徴収方法（平成21年度はすべてこの方式です）

	普通徴収(納税通知書による納付)		特別徴収(年金天引き)		
	6月	8月	10月	12月	2月
税額	年税額の 1/4	〃 1/4	〃 1/6	〃 1/6	〃 1/6

○年度前半に年税額の1/4ずつを、6月・8月に普通徴収

○年度後半に年税額の1/6ずつを、10月・12月・2月の老齢基礎年金等から特別徴収

②上記①以降の徴収方法（平成22年度以降）

	特別徴収(年金天引き)					
	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年の10月から その翌年の3月まで に徴収した額の 1/3	〃 1/3	〃 1/3	年税額から 仮徴収した額を 控除した額の 1/3	〃 1/3	〃 1/3

○4月・6月・8月は前年の10月からその翌年の3月までに徴収した額を、10月・12月・2月は年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3ずつを老齢基礎年金等から特別徴収

2 固定資産税・都市計画税について

●平成21年度は3年に一度の評価替えの年にあたります。

評価替え年度では、土地については平成18年から平成20年の価格の変動を路線価に反映させます。

路線価は道路に沿接する標準的な画地の1㎡当たりの価格であり、この3年間の道路状況の変化（新たな道路の開通や道路の拡張、舗装、歩道の整備、下水道の敷設等）によっても変動します。

また、稲荷一丁目の一部は、平成18年に市街化調整区域から市街化区域に編入となり、平成19年度から都市計画税を課税させていただいていますが、その課税のもととなる評価額は評価替えの年にしか変更できないため市街化調整区域の時のままとっております。

このことから平成21年度の評価額は大幅な変更が見込まれます。

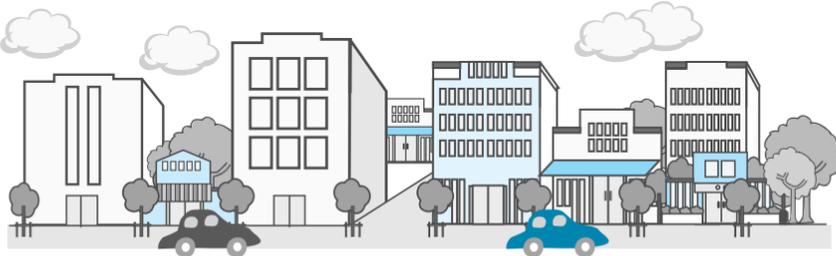
●償却資産の耐用年数が変わりました！

平成20年度の税制改正で、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」が改正され、機械及び装置を中心に、資産区分の見直し、耐用年数の変更が行われました。

平成21年度分の償却資産の申告から、改正後の耐用年数を用いることとなりますのでご注意ください。

<申告にあたっての注意点>

- ・改正後の耐用年数は、過去に申告いただいた償却資産も含めて、毎年1月1日において所有するすべての償却資産に適用されます。
- ・平成21年度の評価額の計算は、平成20年度の評価額に、改正後の耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出することになります。取得当初に遡及して再計算するものではありません。



お問い合わせ先(直通)

土地係	☎048-922-1081
家屋係	☎048-922-1092
償却資産係	☎048-922-1068

Q&A

1 土地の固定資産税が高くなったのですが

Q 平成19年12月25日に古い住宅を壊し、更地にしましたが、家屋が無くなった分、固定資産税が安くなると思っていましたが、平成20年度の固定資産税が前より高くなったのはなぜですか？

A 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。住宅の敷地は、200㎡までが小規模住宅用地、200㎡を超えた分は一般住宅用地として、それぞれ特例措置があり、更地や非住宅用地（店舗・工場・倉庫など住宅以外の敷地）と比較し低額となっています。1月1日現在更地の場合は、この特例の適用がないため、税額は4倍程度上昇します。

更地に住宅を新築した場合、前年の1月2日から本年の1月1日までに完成していれば、土地分の固定資産税は住宅用地の特例が適用されますが、家屋分が新たに課税されることになります。（完成の日は、登記簿に記載された新築年月日です。）

2 年の途中で土地や家屋を売った場合は

Q 昨年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしました。今年の固定資産税は誰に課税されますか？

A 今年度の課税は、あなた（売った方）に課税することになります。固定資産税は、地方税法の規定により、毎年1月1日現在、登記簿に記載されている所有者に課税することとされています。このことから、土地、家屋の売買契約締結の際、当事者間で税負担の割合を決める（日割り、月割り等にする。）ことが広く行われています。

3 家屋の固定資産税が急に高くなったのですが

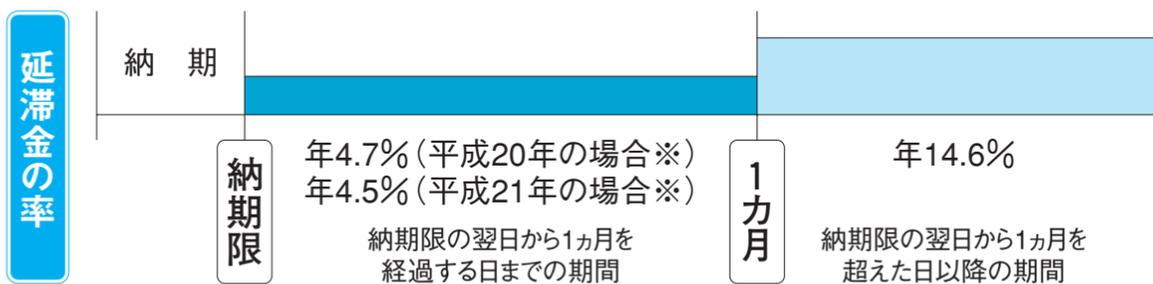
Q 平成16年9月に住宅を新築しましたが、平成20年度分から急に高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅は、床面積要件等の制約はありますが、新築後一定期間（3階以上の耐火住宅等については新築後5年間、その他の木造等の住宅は3年間）固定資産税額が2分の1に軽減されます。あなたの場合、平成17年から平成19年までの3年間、家屋にかかる固定資産税が軽減されていましたが、軽減期間が終了し、本来の税額となり高くなったものです。

3 市税の納期内納付のお願い

Q 納期内に税金を納付しないとどうなりますか？

A1 納期内に税金を納めていただけない場合には、延滞金が加算されることとなります。



※平成12年1月1日以後、納期限の翌日から1ヵ月を経過する日までの期間については、前年の11月30日経過時点での日本銀行法の規定に定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合(0.1%未満端数切り捨て)が年7.3%に満たない場合には、この商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合で延滞金が計算されます。

延滞金の計算

$$\text{延滞金} = \frac{\text{税額}}{(1,000\text{円未満切り捨て})} \times \text{率} \times \frac{\text{延滞した日数}}{365}$$

A2 税の公平、公正を確保するために、預貯金等の債権・不動産・動産など財産の差押処分を行うこととなります。

さらに、差押え後納付されない場合、換価（公売）可能な財産については、公売を行うこととなります。公売とは、入札または競り売りの方法で差押財産を売却する方法です。

草加市では、平成19年度からインターネットオークションを利用して動産の公売を実施し、腕時計等を公売しました。

今後も、県や近隣市町と行う不動産共同公売やインターネットオークションを利用して公売を実施していく予定です。

詳細は、草加市ホームページ (<http://www.city.soka.saitama.jp/>) をご覧ください。

お問い合わせ先

収納対策室 ☎048-922-3417 納税課 ☎048-922-1124 (納税係) ☎048-922-1126 (調査係)